

# 子育て用品の支給開始

町内の0歳から1歳までの子どもを養育している保護者を対象に、おむつやおしりふき、ベビーローション等の無料支給が始まりました。

年間6万円分(1カ月あたり5千円まで)を現物で支給する取り組みは今年度から開始。約20品目の中から用品を選べます。対象世帯には、役場から申請書をお送りします。

■問合せ  
住民課 電話76・2213



申請後に役場各支所で受け取れます

# 飯石広域農道(上来島・下来島)で不法投棄重点パトロール開始



安部角生さん(上来島)、田部哲二さん(下来島)が不法投棄監視モニターに

県の令和2年度廃棄物適正処理対策推進事業の「不法投棄重点監視地域」に飯石広域農道が指定されました。

依然として廃棄物の不法投棄や不適正処理事例が後を絶たない中、県民総参加で不法投棄が発生しにくい地域づくりを目指す取り組みです。

第1回合同パトロール(6月3日)で、不法投棄監視モニターが現地を確認しました。

# まちを元気に！地域おこし協力隊

飯南町内のさまざまな地域課題の解決に取り組む「地域おこし協力隊」の活動を紹介します。今月は、宇山地区担当の加集淳子隊員の活動報告です。

今年の7月で地域おこし協力隊員の任期が終了します。この3年間、農事組合法人草の城で地域の皆さんと共に、さつまいもや生姜の栽培、切り干し大根や干し芋の加工などに取り組みました。



地域で採れた大根を切り干し大根にして販売

またラムネ銀泉では、フロント業務や事務作業を担当し、温泉の魅力アップに取り組んできました。温泉ソムリエの資格も取得し、お客様により喜んでもらえる温泉を目指して活動してきました。協力隊の活動以外にも、地域の若者で作ったグループでさまざまな地域イベントを企画し、たくさんの方



温泉ソムリエになり温泉の魅力をさらに詳しく学びました



宇山地区の収穫祭

間と出会えました。任期終了後も宇山地区に関わる仕事がしたくて、ラムネ銀泉で勤務することになりました。移住して3年、まだまだ飯南町の知らないこと、やってみたくてたくさんあります。これからも飯南町の生活を楽しみながら、地域に貢献していきたいです。

# 町へ寄付をいただきました

町内在住の長里禧臣さん、長里順美さんから、飯南町へ寄付金をいただきました。

長里さんは、「新型コロナウイルスにより、危険と隣り合わせで住民の健康を支えている町の医療・病院に役立ててください」と話していました。

# 農業者年金加入者募集

農業者年金は、農業者の老後の生活の安定などを目的とした、農業者だけが加入できる、積立方式の「農業者のための年金」です。

- 加入要件
  - ・年間60日以上農業に従事
  - ・国民年金の第1号被保険者
  - ・60歳未満の人

農業経営者をはじめ、自分名義の農地を所有していない農業者や、配偶者、後継者など家族農業従事者も加入できます。

■問合せ  
農業委員会事務局  
電話76・2214

# マイナンバーカードの申請はお済みですか？

マイナンバーカードは、今後ポイントサービス(マイナポイント)の開始や、健康保険証としての利用が見込まれるなど活用場面が広がります。マイナンバーカードを申請し、利用してみたいかがでしょうか。

申請は、役場本庁舎と頓原基幹支所で受け付けています。気軽にお問い合わせください。

マイナンバー「通知カード」の新規発行等の手続は廃止となりました

法律の改正で「通知カード」の新規発行・再発行の手続きは令和2年5月25日で廃止となりました。

今後は、通知カードに記載された氏名や住所等が住民票と一致している場合に限り、通知カードを「マイナンバー」を証明する書類として使用できます。

※5月25日以後、氏名や住所等の記載事項に変更がある人は、マイナンバーカードかマイナンバーが記載された住民票の写し等でマイナンバーの証明が可能です。

■問合せ  
住民課 電話76・2213

# 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う保険料の減免

次の人は国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料が減免になります。

## ●対象

- ①新型コロナウイルス感染症で主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の人↓保険料を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響で主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の人↓保険料の一部を減額

## \*主たる生計維持者の収入減少

(一)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。

(二)減少することが見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年の所得金額が400万円以下であること。

- ※介護保険料は65歳以上の第1号被保険者が対象
- ※国民健康保険料は世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1000万円以下

## ●対象となる保険料

令和元年度分と令和2年度分保険料  
・普通徴収分  
(納付書か口座振替で納付分)  
令和2年2月1日～令和3年3月31日納付期限のもの

・特別徴収分(後期高齢者医療保険料、介護保険料が年金から引き去り分)  
令和2年2月1日～令和3年3月31日の間の年金支払日に引き去られるもの

※国民健康保険料は特別徴収による納付方法はありません

※徴収方法は個人ごとに異なります  
減免には、保険料ごとの申請が必要で、申請前にお問い合わせください。

## ■問合せ

●国民健康保険料・後期高齢者医療保険料に関して  
保健福祉課 電話72・1770

●介護保険料に関して  
雲南広域連合介護保険課  
電話0854・47・7342